

教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ

5. 学習指導要領改訂の基本的な考え方

(4) 思考力・判断力・表現力等の育成

- その際、生命やエネルギー、民主主義や法の支配といった各教科の基本的な概念などの理解は、これらの概念等に関する個々の知識を体系化することを可能とし、知識・技能を活用する活動にとって重要な意味をもつものであり、教育内容として重視すべきものとして、適切に位置付けていくことが必要である。

(7) 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

- 第二は、第一とも関連するが、道徳教育の充実・改善である。
子どもたちに、基本的な生活習慣を確立させるとともに、社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識を、発達の段階に応じた指導や体験を通して、確実に身に付けさせることが重要である。その際、人間としての尊厳、自他の生命の尊重や倫理観などの道徳性を養い、それを基盤として、民主主義社会における法やルールの意義やそれらを遵守することの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが大切である。
このような観点から、道徳教育の充実・改善が必要である。

6. 教育課程の基本的な枠組み

(1) 小・中学校の教育課程の枠組み

③ 中学校の授業時数

(各教科等の授業時数)

- 国語については、・・・

(中略)

社会については、近現代を中心とした歴史に関する学習、法に関する学習や宗教などについての指導の充実のため、第3学年において年間140単位時間(週4コマ相当)に授業時数を増加する必要がある。(以下略)

7. 教育内容に関する主な改善事項

- ①については、6点にわたって検討を行った。

(中略)

第四は、道徳教育の充実である。道徳性の涵養については家庭の果たす役割が大きいことを前提にしつつ、学校教育においては、発達の段階に応じた指導や体験活動などを通じた生活習慣や最低限の規範意識の確立、民主主義における法やルールの意義の理解など5.(7)で示した基本的な考え方に従って道徳教育を充実する必要がある。

(4) 道徳教育の充実

- このような観点から、道徳教育については、まず子どもたちの実態を踏まえ、幼稚園・小・中・高等学校の学校段階や小学校の低・中・高学年のそれぞれの段階ごとに取り組むべき重点を明確にし、より効果的な指導が行われるようにする必要がある。その際、
- ・ 幼稚園においては規範意識の芽生えを培うこと、
 - ・ 小学校においては生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに自己の生き方についての指導を充実すること、
 - ・ 中学校においては思春期の特質を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方を見つめさせる指導を充実すること、
 - ・ 高等学校においては社会の一員としての自己の生き方を探求するなど人間としての在り方生き方についての自覚を一層深める指導を充実すること、
- にそれぞれ配慮する必要がある。

とりわけ、基本的な生活習慣や人としてしてはいけないことなど社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、それらを基盤として、法やルールの意義やそれらを遵守することなどの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが大切である。

- 教材については、現在、文部科学省が作成した「心のノート」や民間の教材会社、教育委員会等が作成した多様な読み物資料や視聴覚教材等が使用されている。これらの教材について、学校や学年の段階ごとの道徳教育の内容の重点化を踏まえ、それぞれの段階にふさわしい最低限の規範意識、人間関係、生き方、法やルールなどの内容に関する教材を工夫するとともに、先人の生き方、自然、伝統や文化などといった人に感動を与える美しさや強さを浮き彫りにした題材を活用することを促進することが必要である。
- なお、このように道徳教育に関する教材の充実を図り、各学校においてこれらを活用した道徳教育の改善が図られるためには、国や教育委員会等による十分な条件整備が必要である。

8. 各教科・科目等の内容

(2) 小学校、中学校及び高等学校

② 社会、地理歴史、公民

(ii) 改善の具体的事項

(小学校)

- (1) 我が国の歴史や文化を大切にし、日本人としての自覚をもつようにするとともに、持続可能な社会の実現など、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培うことを重視して改善を図る。例えば、縄文土器が使われていたころの人々のくらしに関する内容を新たに加えたり、歴史的事象との関連で取り上げる代表的な文化遺産を例示した

りするなど、伝統や文化に関する内容の充実を図る。また、社会生活を営む上で大切なルールや法及び経済に関する基礎となる内容の充実を図るとともに、我が国の情報通信に関する内容について、高度情報化の進展を踏まえつつ学習のねらいを一層明確にする観点から改善を図る。さらに、我が国の国土や地域に関する内容について、環境保全、防災及び伝統や文化、景観、産物などの地域資源の保護・活用などの観点を重視して再構成する。

(中学校)

- 小学校社会科の学習を踏まえ、地理的分野、歴史的分野、公民的分野という三分野の構成は維持しながら、我が国や世界の地理や歴史、法や政治、経済等に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を習得し、社会的事象の意味、意義を解釈する学習や、事象の特色や事象間の関連を説明する学習などを通して、社会的な見方や考え方を養うことを一層重視して改善を図る。また、様々な伝統や文化、宗教に関する学習を重視して改善を図る。

各分野においては、それぞれの特質と相互の関連を考慮しながら、次のような改善を図る。

- (イ) 公民的分野については、現代社会の理解を一層深めさせるとともに、よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成するため、文化の役割を理解させる学習、ルールや通貨の役割などを通して、政治、経済についての見方や考え方の基礎を一層養う学習、納税者としての自覚を養うとともに、持続可能な社会という視点から環境問題や少子高齢社会における社会保障と財政の問題などについて考えさせる学習を重視して内容を構成する。その際、習得した概念を活用して諸事象の意義を解釈させたり事象間の関連を説明させること、自分の考えを論述させたり、議論などを通してお互いの考えを深めさせたりすることを重視する。

(高等学校)

- (イ) 公民科については、よりよい社会の形成に自ら参画していく資質や能力を育成するため、各科目の専門的な知識、概念や理論及び倫理的な諸価値や先哲の考え方などについて理解させるとともに、それを手掛かりに各科目の特質に応じて取り上げた諸課題を考察させ、社会的事象に対する客観的で公正な見方や考え方と人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視して改善を図る。

・ 「現代社会」については、倫理、社会、文化、政治、法、経済にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて、人間としての在り方生き方についての学習や、議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題追究的な学習を一層重視する。

・ 「政治・経済」については、習得した知識、概念や理論などを活用し、課題を追究させる学習を一層充実させ、政治や経済についての見方や考え方を培うようにする。

また、グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大などに対応して、法や金融などに関する内容の充実を図る。

⑭ 道徳教育

(ii) 改善の具体的事項

(イ) 小学校における道徳の時間においては、自己の生き方及びその基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底する観点から、低学年では、幼児教育との接続に配慮し、例えば、基本的な生活習慣や善悪の判断、きまりを守るなど、日常生活や学習の基盤となる道徳性の指導や感性に働きかける指導を重視する。

また、中学年では、例えば、集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合うなど、体験や人間関係の広がりにも配慮した指導を重視する。

さらに高学年では、中学校段階との接続も視野に入れ、他者との人間関係や社会とのかかわりに一層目を向け、相手の立場の理解と支え合い、集団の一員としての役割と責任などに関する多様な経験を生かし、夢や希望をもって生きることの指導を重視する。特に高学年段階から同じテーマを複数の時間にわたって指導するなど、指導上の工夫を促進する。

(ウ) 中学校における道徳の時間においては、思春期の特質を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方や社会とのかかわりを見つめさせる指導を充実する観点から、道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方について自覚を深める指導を重視する。その際、法やきまり、社会とのかかわりなどに目を向ける、人物から生き方や人生訓を学んだり自分のテーマをもって考え討論したりするなど、多様な学習を促進する。

また、中学校は教科担任制であり、複数の教師が生徒の教科等の指導にかかわることを生かして、学年や学校において協力し合う指導体制による展開を重視する。

(エ) 特に小学校高学年や中学校の段階で、法やきまり、人間関係、生き方など社会的自立に関する学習において、より効果的な指導を行うため、道徳の時間及び各教科等それぞれで担うものや相互の関連を踏まえ、役割演技など具体的な場面を通じた表現活動を生かすといった指導方法や教材等について工夫することが必要である。

⑮ 特別活動

(ii) 改善の具体的事項

(小学校)

(ア) 学級活動については、①学級・学校生活充実活動（仮称）、②適応・生徒指導（仮称）の内容で構成することとする。また、学級集団育成上の課題や発達段階に応じた課題に即して計画的に指導をするため、低・中・高学年ごとに、重点化を図って内容を示す。

① 学級・学校生活充実活動（仮称）については、自らよりよい生活を築くために合意形成をする話し合い活動や自分たちでルールをつくって守る活動などを一層重視する。

また、自らよりよい学級生活の実現に取り組む意欲をはぐくむとともに、集団の一員

としての自覚や責任感を高め、勤労を重視する観点から係活動とともに、日常の清掃などの当番活動も計画的に指導できるようにする。

(中学校)

- (7) 学級活動については、①学級・学校生活充実活動(仮称)、②適応・生徒指導(仮称)、③学業・進路指導(仮称)の三つの内容から構成することとする。その際、発達の段階を踏まえて、自らよりよい学校生活の実現に取り組む意欲の向上、集団や社会の一員としての守るべきルールやマナーの習得、望ましい勤労観・職業観の育成、将来への希望と自立といった人間としての生き方の自覚などにかかわる事項に重点を置き、内容を整理する。

(高等学校)

- (7) ホームルーム活動については、①ホームルーム・学校生活充実活動(仮称)、②適応・生徒指導(仮称)、③学業・進路指導(仮称)の三つの内容から構成することとする。その際、自らよりよい学校生活の実現に取り組む意欲をはぐくむとともに、社会的自立を主体的に進める観点から、集団や社会の一員として守るべきルールやマナー、社会生活上のスキルの習得、望ましい勤労観・職業観の育成、人間形成や将来設計といった人間としての在り方生き方の自覚などにかかわる事項に重点を置き、内容を整理する。
また、学校生活への適応や社会的自立の重要性に鑑み、ガイダンスの充実を図る。